

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護システム	
実施機関の名称	松江市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法に基づく、生活保護申請者あるいは受給者の情報管理、受給者においては扶助費の算定、扶助支給実績管理、世帯記録のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 続柄、8 申請日、9 受付確認日、10 処理日、11 認定処理日、12 受給開始日、13 受給停止日、14 受給廃止日、15 民生委員氏名住所連絡先、16 受給者世帯状況、17 受給者年金取得状況、18 受給者手当受給状況、19 受給者就労先、20 世帯収入、21 銀行コード、22 銀行名称、23 支店コード、24 支店名称、25 口座種別、26 口座番号、27 口座名義カナ、28 扶助費算定額、29 戻入額、30 返還金徴収金額、31 債権情報、32 意見書、33 医療・調剤券、34 介護券、35 個人番号、36 医療機関、37 介護機関、38 介護保険、39 第1号・2号被保険者、40 介護保険料、41 障害者手帳情報、42 自立支援支援医療 43 療育手帳情報、44 扶養義務者氏名住所	
記録範囲	生活保護相談、申請者、生活保護受給者	
記録情報の収集方法	生活保護申請者からの申請書及び聞き取り、職員の調査による収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	市民課、市民税課、障がい者福祉課、介護保険課、子育て給付課、家庭相談課、保育所幼稚園課、学校教育課、保険年金課、固定資産税課、包括支援センター、年金事務所、社会福祉協議会、国保連合会、警察関係、児童相談所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 松江市総務部総務課	
	(所在地) (1) 〒690-8540 松江市末次町 86 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21 条第7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	